

令和6年度未来アスリートチャレンジ事業補助金支出の取扱いについて

1 目的

本県から一人でも多くのオリンピック選手や世界大会で活躍する選手の輩出を目指し、競技団体等から推薦された選手の中から、年度ごとに対象者を指定して、オリンピック選手育成に必要な支援を多角的に行います。広島県スポーツ関係補助金等交付要綱等の規定に基づき、活動経費の一部を予算の範囲内で競技団体へ補助します。

2 補助額及び補助対象経費等

補助額及び補助対象経費等は、次のとおりです。

ただし、他団体から助成を受けている経費は除きます。

区分	補助対象経費	補助額 (1人あたり)
選手	①海外遠征 国際大会出場や練習を行うための海外への遠征等に係る費用	上限 50 万円
	②-1 国内遠征 全国大会や強化練習会（合宿舎）等への遠征等に係る費用	②の合計で 上限 15 万円
	②-2 競技用具の整備 対象者が競技に使用する器具・用具の購入又は修理に係る費用	
	②-3 外部指導者招聘 国内外よりコーチ及びトレーナーを招いた際の謝金等に係る費用（通常指導を受けている指導者の謝金は対象外です。）	

※①又は②の合計のいずれかのみ適用できます。

※対象経費の詳細は、別紙「対象経費（詳細）」を参考にしてください。

3 対象競技

次期オリンピック又はアジア競技大会（以下、「オリンピック等」という。）の正式種目のうち、県内競技団体がある競技とします。

4 申請要件

競技団体から推薦された県内に在住もしくは在学し、オリンピック等への出場を目指している 18歳以下の選手で、次のいずれかに該当する者とします。

- ①日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）加盟団体強化指定選手又は強化指定等が有力な者
- ②国際大会等において上位入賞するなど、今後国際的な活躍が期待される者
- ③国際大会等に日本代表として現に選出され、又は過去に選出された経験のある者
- ④その他将来が有望な選手で、知事が適当と認める者

5 補助対象期間

補助金の交付決定を行ったときから、令和7年3月31日（月）までの期間

6 申請方法

申請期限までに、競技団体を通じて郵送又はメールにより提出してください。

【申請書類】

- ①令和6年度未来アスリートチャレンジ事業補助金申込書（様式別紙【未来第1号】）
- ②事業計画及び収支予算書（様式別紙【未来第2号】）
- ③推薦書（様式別紙【未来第3号】）

7 申請（募集）期間

令和6年5月20日（月） から令和6年6月20日（木）まで

※当日消印有効《期限厳守》

8 補助対象選手の選考・決定

大会実績及び本県との関わりなどを総合的に勘案して補助対象候補者を選考し、知事が補助対象者を決定します。

7月中旬を目途に、推薦をした競技団体に結果（交付決定又は不交付決定）をお知らせします。

なお、交付の対象となった競技団体には、広島県スポーツ関係補助金等交付要綱に基づき、交付申請書を提出していただきます。

9 実績報告・補助金の交付

事業完了後は、速やかに実績報告書等をご提出ください。提出された書類による審査を行い、確定した補助額を県内競技団体へ補助金として交付します。

10 申請書提出先・問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県地域政策局スポーツ推進課 競技力強化グループ 渡邊

電話 082-513-2418（直通）

FAX 082-221-8000

メール chisuposuishin@pref.hiroshima.lg.jp

11 その他

補助対象者に決定された方は、氏名、年齢、対象競技、所属、経歴、助成事業実績等を公表する場合がありますので、予めご了承ください。

別紙【対象経費（詳細）】

<選手>

費目	対象経費（1人あたり上限15万円）
報償費 （謝金）	<ul style="list-style-type: none"> ・強化練習、合宿などの指導謝金 ・指導者（指導者資格等を有する者、外部指導者）、ドクター、トレーナー
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び事業に携わる者への旅費（交通費、宿泊費） ・海外遠征費、国内遠征費（宿泊を伴わない練習会場への交通費含む。）、 ・指導者招聘に係る旅費実費 <p>※県外交通費及び海外交通費は実費相当額（海外交通費は業者の見積もりを要する。）とする。</p> <p>※海外遠征費については、上限50万円とする。</p>
需用費	競技用具（10万円未満）、用具修理費等
備品費	競技用具（10万円以上）
役務費	宅配料等
使用料及び 賃借料	練習会場・会議室（付帯施設も含む。）等の使用料、競技用具の賃借料
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加料、海外遠征のために必要な語学研修費等（いずれも国内外は問わず） ・コンディショニングに関する費用（運動能力測定等に係る費用、ケガに係る治療費、身体ケア（マッサージ等）に係る費用等）

※協会等への登録料は、対象となりません。